

各介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限の延長について（通知）

日頃、本県の介護サービス事業所等の推進について、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和6年度介護報酬改定に伴い、加算・減算項目、各種加算等の算定要件が変更されており、令和6年4月以降、新設となる加算等を算定するためには、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を各指定権者に御提出いただく必要がありますが、現在、厚生労働省において、届出様式等の修正作業が行われているところであり、現時点で、同省から新しい届出様式等は示されておりません。

このため、令和6年4月から算定を開始する場合については、下記のとおり、届出期限を延長することとしましたので、通知します。

なお、本通知文書発出後、厚生労働省から新しい届出様式等の通知があった際には、速やかに当課ホームページに掲載の上、別途お知らせしますので、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限の延長について

| サービス種別 | 提出期限（延長後） | 提出期限（通常） |
|---------|--------------|----------------------------------|
| 居宅系サービス | 令和6年4月15日（月） | 令和6年3月15日（金） ※算定開始月の前月の15日まで。 |
| 施設系サービス | | 令和6年4月1日（月） ※算定開始月の1日まで。 |

2 提出書類について

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・添付書類（加算の要件を満たしていることを確認できる書類）

(参考) 鳥取県が指定権者となる場合のお問い合わせ・提出先

| お問い合わせ・提出先 | 電話番号 | メールアドレス |
|---------------------------------|--------------|---------------------------------------|
| 中部総合事務所 福祉保健局 地域福祉支援課 指導支援担当 | 0858-23-3128 | chubu_fukushihoken@pref.tottori.lg.jp |
| 西部総合事務所 福祉保健局 福祉企画課 指導支援担当 | 0859-31-9314 | seibu_fukushihoken@pref.tottori.lg.jp |
| 南部箕蚊屋広域連合 事務局 | 0859-39-6222 | nan-mino@sanmedia.or.jp |

※各市町が指定権者となる場合は、直接、各市町介護保険担当課にお問い合わせください。

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 田村
電話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp